

日南・串間大規模氾濫等減災協議会

- ・「水防災意識社会再構築ビジョン」について
- ・県管理河川を対象とした減災対策協議会について



水防災意識社会再構築ビジョン



平成27年9月 関東東北豪雨



- ①広範囲（常総市の約1／3）が長期間（約10日間）にわたり浸水
- ③多数の孤立者（約4,300人）の発生
- ⑤避難者の半数が市外へ避難

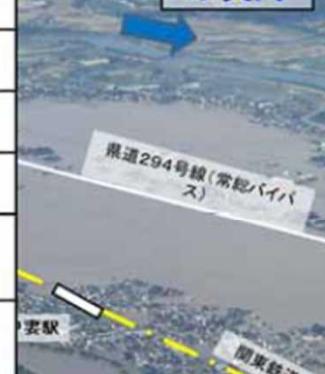
- ②堤防近傍の多くの家屋が倒壊・流失
- ④十分な水防活動が実施できなかった。

鬼怒川下流域における一般被害の状況

項目	状況等
人的被害	死亡2名、重症2名、中等症11名、軽症17名
住宅被害	床上浸水 4,400件 床下浸水 6,600件
救助者	ヘリによる救助者数 1,343人 地上部隊による救助者数 2,919人
避難指示等	①避難指示 11,230世帯、31,398人 ②避難勧告 990世帯、2,775人 (※29日16時現在)
避難所開設等	避難者数 1,786人 (市内避難所 840人、市外 946人) (※18日11時現在)

(茨城県災害対策本部 10月1日16時以前の発表資料より常総市閲覧を抜粋)

小貝川



多数の孤立者が発生



市内の広範囲が浸水



氾濫流による家屋の倒壊・流出



【対応すべき課題】

- ①住民に対し、堤防の決壊により家屋の倒壊等のおそれがある区域（家屋倒壊危険区域）や浸水が長期に及ぶ区域からの立ち退き避難の促進。
- ②広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生する中で、多数の立ち退き避難者に対応するために必要となる市町村を越えた広域避難。
- ③水防団員の減少や高齢化が進行する中で、的確な水防活動。
- ④水害リスクを踏まえた土地利用の誘導や抑制の促進。
- ⑤施設能力を上回る洪水による大規模氾濫に対し、被害軽減を図るためのハード対策の実施。

気候変動に伴う豪雨災害リスクの増加



今後100年の確率最大日降水量予測

将来の確率最大日降水量は増加の傾向
50年後で概ね1.1から1.2倍程度、100年後で概ね1.2から1.4倍程度の増加

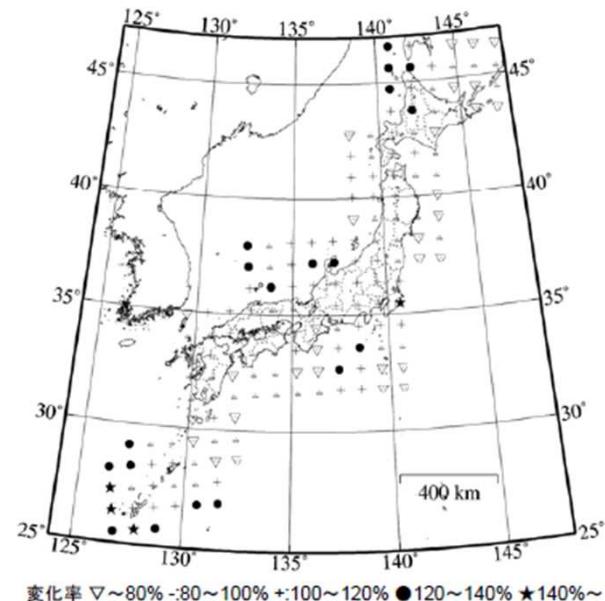


図 100年確率最大日降水量の変化
(50年後／現在)

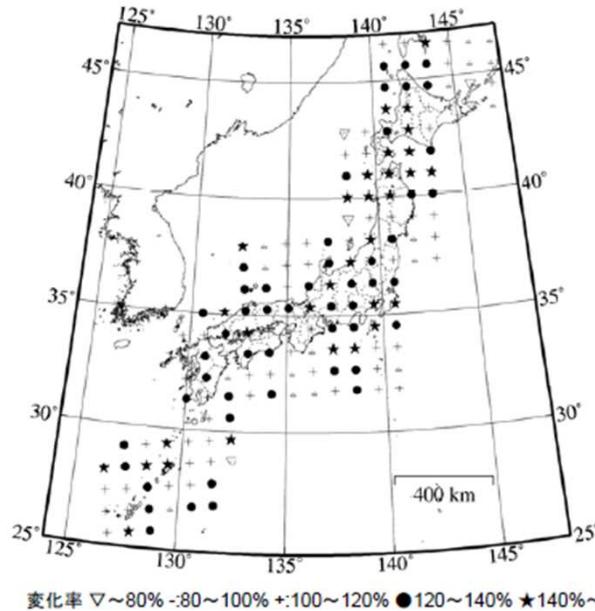


図 100年確率最大日降水量の変化
(100年後／現在)

水害に対する防災意識の変化

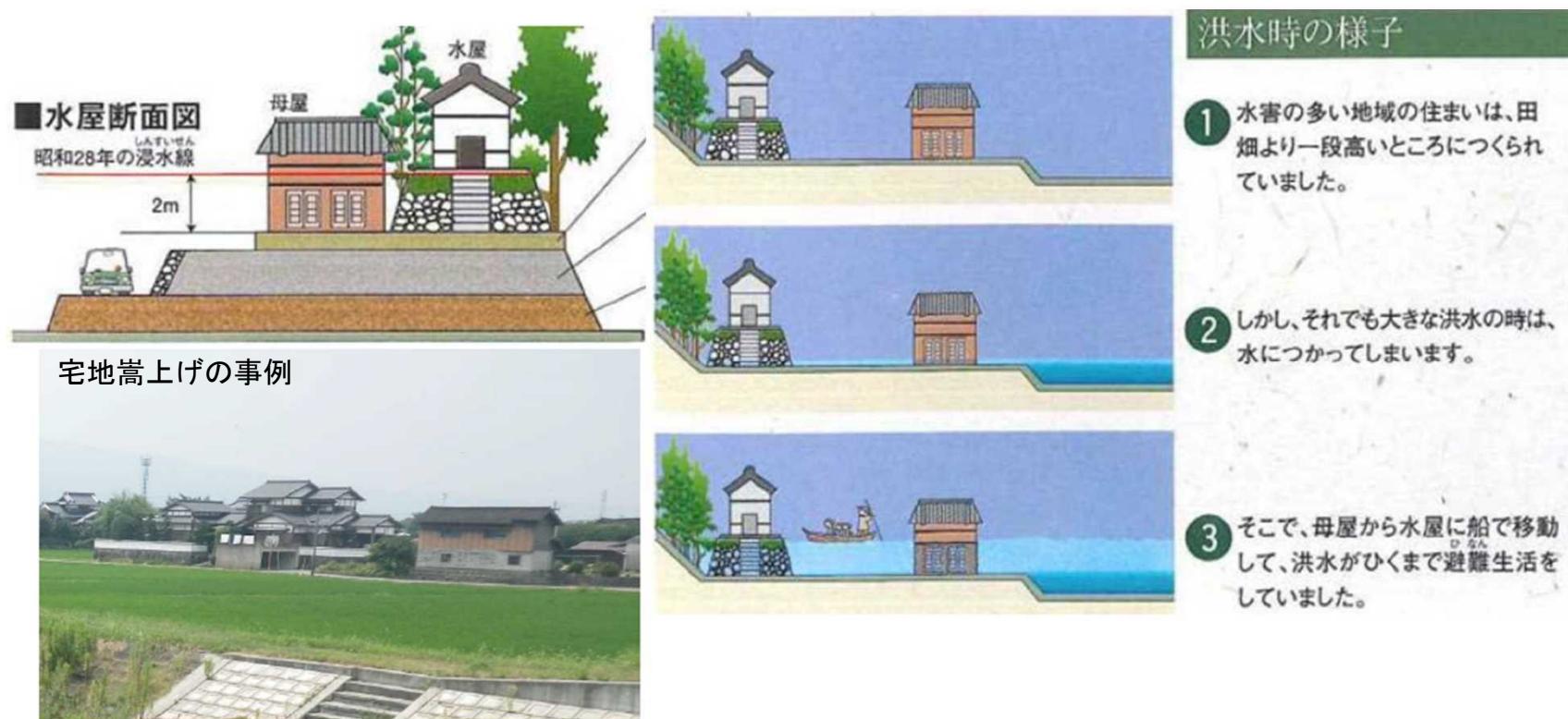
◆近代的河川改修の実施前

施設の能力が低く水害が日常化していた時代には、**水害を「我がこと」として捉え、これに自ら対処しようとする意識**が社会全体に根付いていた。

…(事例)筑後川沿川地域における「水屋」などによる住まい方の工夫

◆近代的河川改修の実施後

水害の発生頻度が減少したことに伴い、**社会の意識は「水害は施設整備によって発生を防止するもの」へと変化。**



大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について 答申（概要） ～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築～

＜諮問内容＞ 平成27年9月関東・東北豪雨災害等を踏まえ、施設能力を上回る洪水時における氾濫による災害リスク及び被害軽減を考慮した治水対策は如何にあるべきか

○ 水害の特徴

- 多くの住宅地を含む広範囲が長期間にわたり浸水
- 堤防の決壊に伴い発生した氾濫流により、堤防近傍の多くの家屋が倒壊・流失
- 避難勧告等の遅れ、多数の孤立者の発生
- 必ずしも十分な土のう積み等の水防活動が実施できなかった
- 常総市内の避難場所への避難が困難となったことにより避難者の半数以上が市外へ避難

- 常総市の約1/3に相当する約40km²の区域が浸水
- 鬼怒川下流域の救助者数は約4,300人
- 鬼怒川下流域の浸水解消までに約10日間を要した
- 常総市の避難者約1,800人の半数は市外に避難

○ 対応すべき課題

危険な場所からの立ち退き避難

市町村や住民等の
適切な判断や行動

市町村境を越えた
広域避難

水防体制の
脆弱化

住まい方や土地利用
における
水害リスクの認識の不足

「洪水を河川内で安全に
流す」施策だけで
対応することの限界

○ 対策の基本方針

洪水による氾濫が発生することを前提として、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」を再構築する

行政や住民、企業等の各主体が、水害リスクに関する十分な知識と心構えを共有し、避難や水防等の危機管理に関する具体的な事前の計画や体制等が備えられるとともに、施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、浸水面積や浸水継続時間等の減少等を図り、避難等のソフト対策を活かすための施設による対応が準備されている社会を目指す

【進め方】 流域における水害リスクの評価 → 水害リスク情報を社会全体で共有 → 各主体が連携・協力して減災対策を実施

【具体的には】

- ソフト対策について、行政目線のものから住民目線のものへと転換し、真に実践的なソフト対策の展開を図る
- 「ソフト対策は必須の社会インフラ」との認識を高め、その計画的な整備・充実を図る
- 水防活動について、「河川整備と水防は治水の両輪」との意識の下、河川管理者等の協力・支援を強化する
- 従来からの「洪水を河川内で安全に流す」ためのハード対策に加え、ソフト対策を活かし、人的被害や社会経済被害を軽減するための、「危機管理型ハード対策」を導入し、想定最大規模の洪水までを考慮した水害リスクの低減を図る河川整備へと転換を図る

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

- 〈ソフト対策〉** 住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。
- 〈ハード対策〉** 「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。



〈危機管理型ハード対策〉

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
いわゆる粘り強い構造の堤防の整備

〈被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)〉

法裏被災
堤高
H=3m

天端のアスファルト等が、越水による侵食から堤体を保護
(鳴瀬川水系吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨)

横断図
アスファルト等による保護

〈洪水を安全に流すためのハード対策〉

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

〈住民目線のソフト対策〉

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
 - ・住民のるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

水防災意識社会再構築ビジョンに係る協議会



直轄河川において、河川管理者・県・市町村からなる協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

延岡河川国道事務所

○五ヶ瀬川水系浸水被害軽減対策協議会

参加機関:国土交通省・気象台・宮崎県・延岡市

宮崎河川国道事務所

○水防災意識社会再構築協議会(大淀川上流)

参加機関:国土交通省・気象台・宮崎県・都城市

○水防災意識社会再構築協議会(大淀川下流)

参加機関:国土交通省・気象台・宮崎県・宮崎市・国富町・綾町

○水防災意識社会再構築協議会(小丸川)

参加機関:国土交通省・気象台・宮崎県・高鍋町・木城町

川内川河川事務所

○川内川水防災意識社会再構築協議会

参加機関:国土交通省・気象台・鹿児島県・宮崎県・薩摩川内市・さつま町
伊佐市・湧水町・えびの市

平成28年8月北海道・東北豪雨



平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風について

- 北海道への3つの台風の上陸、東北地方太平洋側からの上陸は、気象庁の統計開始以来初めて。
 - 北海道の国管理河川において、4河川で堤防が決壊し5河川で氾濫が発生。道管理河川等においても5河川で堤防が決壊し、73河川で氾濫が発生。また、東北地方の県管理河川においては、12水系20河川で浸水被害が発生。

被害狀況

【北海道】

一級水系の支川などの国管理区間において、4河川で堤防が決壊し5河川で氾濫が発生するとともに、道管理河川等においても5河川で堤防が決壊し、73河川で氾濫が発生するなど、死者3名、不明者2名、重軽傷者13名、住家の全壊30棟、半壊・一部損壊1,019棟、床上・床下浸水927棟など甚大な被害が発生した。

【東北地方】

東北地方の県管理河川(岩手県、青森県、宮城県)では、12水系20河川で浸水被害が発生し、岩手県では死者20名、不明者3名、重軽傷者4名、住家の全壊472棟、半壊・一部損壊2,359棟、床上・床下浸水1,466棟など甚大な被害が発生した。

北海道内における主な被害状況



台風経路図

【台風7号経路】

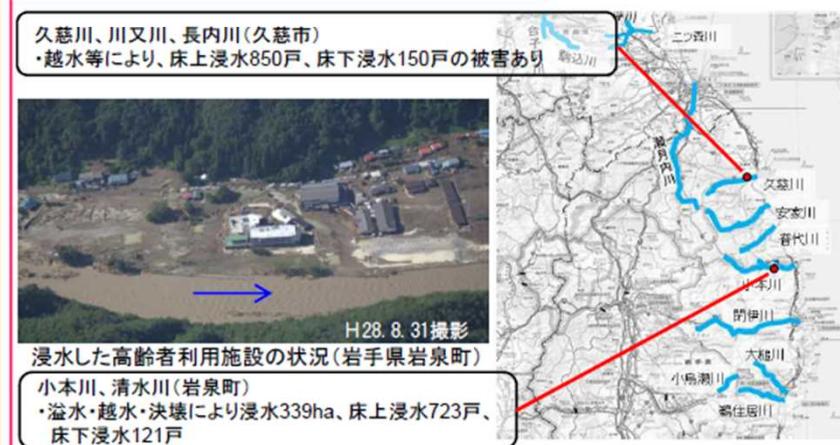
【台風11号経路】

【台風9号経路】

台國10號經路



東北地方の県管理河川の主な被害状況



小本川 被害状況



H28.9.1摄影

国土交通省通知 平成28年10月



国水河計第78号
平成28年10月7日

各都道府県知事
政令指定都市長 あて

国土交通省 水管理・国土保全局長

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について

平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めているところです。

このような中、本年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、このような状況に鑑みると水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要と考えています。

つきましては、都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進されるようお願いします。

また、本取組により水防行政の運営に万全を期せられるようお願いするとともに、貴管内の関係市町村及び関係水防管理団体にも、その旨周知お願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

答申の概要(対策の基本方針)～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

対策の基本方針

中小河川等において、今回のような痛ましい被害を二度と出さないという強い決意のもと、

『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』 『地域社会機能の継続性を確保すること』

- 水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- 治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること

河川管理者、地方公共団体、地域社会、企業等、関係者が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応



「水防災意識社会」の再構築のための取組を拡大、充実

- ・「水防災意識社会」の再構築に向けた取組が進められ、今夏より都道府県管理河川に拡大して進められているところであるが、この取組を更に加速し、各種取組を関係者において一体的に推進するとともに、具体的な対策についてその内容の充実を図っていくことが重要。

水害リスク情報等の共有

- ・平常時から浸水想定などの水害リスク情報を提供するとともに、緊急時においても避難勧告等の発令など迅速な対応につながるリアルタイムの水位情報等を提供していくことが重要。
- ・水位観測等が十分に行われていない河川でも簡易な水位観測等の実施、浸水実績を活用した浸水想定の提供等、水害リスク情報等をできる限り地域と共有。
- ・平常時から防災、福祉、医療等の各分野の関係者が、共有した水害リスク情報を適切に理解した上で、それぞれが水害リスクへの対応を検討し実行に移すことが重要。

要配慮者利用施設における確実な避難

- ・施設管理者等の水防災に関する理解を促進するための取組を河川管理者と関係者が一体となって推進。
- ・各要配慮者利用施設の入所者等の実態に応じた避難確保計画を事前に作成し、これに基づき地域社会と連携して訓練を実施するなど、確実な避難の実現を目指し、日頃からの備えを徹底。

本答申における検討対象

- ・中小河川の中でも都市域においては、平成21年に「気候変動に適応した治水対策検討小委員会」においてその対策について審議し、取組を進めているところである。このことから、本答申では、中小河川等のうち、特に、人口、資産が分散、あるいは点在している地域を流れる河川を対象としている。

治水対策の重点化と効率的な実施

- ・輪中堤や宅地嵩上げなどの局所的な対応や、流域内の様々な洪水調節機能を最大限活用するなど既存ストックの有効活用を推進。
- ・迅速かつ確実な避難に資するハード対策についてもあわせて取り組むことが重要。そのため、関係者が連携し避難場所や避難路の整備を促進する取組や連続盛土や高台となっている自然地形等を活用し浸水被害の拡大を抑制することが重要。

土地利用のあり方

- ・地域の水害リスク情報の提供を積極的に進めるとともに、各地域においてリスクの程度を熟知し、平常時の利便性等も考慮の上、施設の立地について十分に検討。

関係機関相互の連携と地方公共団体への支援

- ・水害発生時の緊急対応、災害復旧、水防活動について、地方公共団体への支援体制の構築などが急務。
- ・安全・安心の社会の構築に向けては国と地方公共団体がそれぞれにおいて役割を果たすだけではなく、総力を結集してその対応にあたることが重要。

県管理河川を対象とした協議会



県管理河川を対象とした協議会の設置（案）



②耳川

日向土木管内大規模氾濫等減災協議会
〔日向土木事務所〕

5

川内川

川内川水防災意識社会再構築協議会 〔川内川河川事務所〕

川内川

えびの大規模氾濫等減災協議会
〔小林土木事務所〕

⑥庄渡川、福島川

日南・串間地区大規模氾濫等減災協議会
〔日南、串間土木事務所〕
日南市 串間市

西臼杵支庁土木課

①五ヶ瀬川

五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減 対策協議会

〔延岡河川国道事務所〕
〔延岡土木事務所、西臼杵支庁〕
延岡市 高千穂町 日之影町 五

本事務所

日向土木事務所

③小丸川、一ツ瀬川

小丸川・一ツ瀬川水系水防災意識社会再構築協議会
〔宮崎河川国道事務所〕
〔西都、高鍋土木事務所〕
西都町 西半自村 亮銀町 新宮町 木城町 川南町 都農町

高鍋土木事務所

④大淀川

大淀川水系水防災意識社会再構築協議会 〔宮崎河川国道事務所〕

〔宮崎、都城、小林、高岡土木事務所〕
宮崎市 都城市 三股町 小林市 高原町 国富町 綾町

都城土木事務所

宮崎十木事務所

日南十木事務所

卷之三

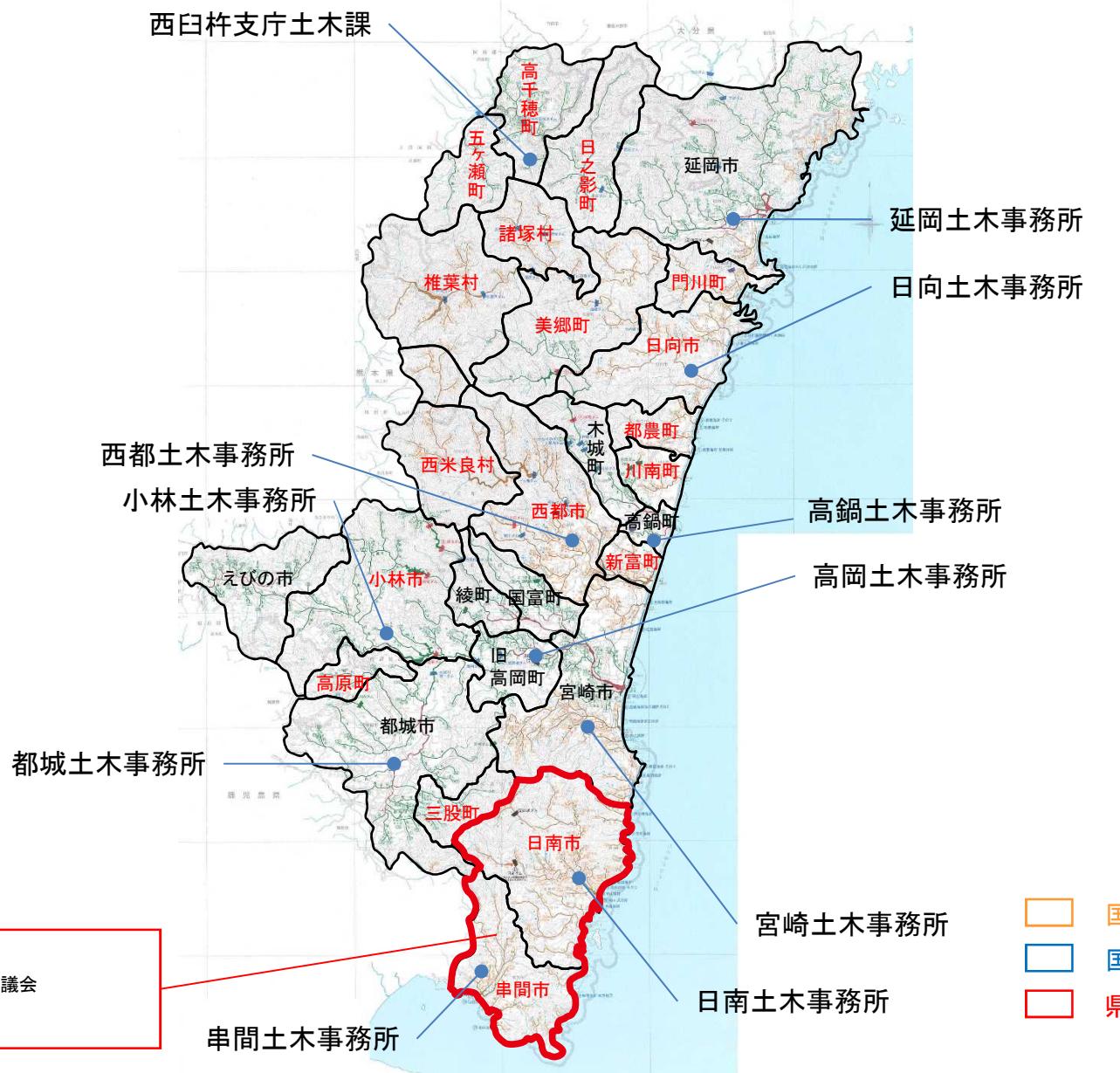
串間土木事務所

国・県・合同の協議会

□ 国の協議会

□ 崑単独の協議会

県管理河川を対象とした協議会の設置（案）



日南・串間地区大規模氾濫等減災協議会規約（案）



（名称）

第1条 本協議会は、日南・串間地区大規模氾濫等減災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- 1 台風などの豪雨による水害や土砂災害の甚大な被害に対処するため、日南・串間地区における被害を軽減するための具体的方策の検討など、地域との連携による災害に強い地域づくりの推進を図る。
- 2 平成24年7月九州北部豪雨、平成26年8月豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月の北海道・東北豪雨など、近年大規模な浸水被害・土砂災害が頻発していることを踏まえ、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫などが発生することを前提として社会全体で常に洪水や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築する。

（協議会・幹事会の構成）

第3条・第4条

次ページのとおり

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水による浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害が発生する恐れがある区域等の土砂災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 迅速かつ安全な避難・的確な水防活動の実現、円滑かつ迅速な氾濫水の排水及び防災教育の推進等を図るために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針の実施状況を確認し、情報の共有を図る。
- 4 その他、大規模氾濫や土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

二 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第7条 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

二 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

二 事務局は、隔年で宮崎県日南土木事務所または串間土木事務所におく。

日南・串間地区大規模氾濫等減災協議会規約（案）



（協議会・幹事会の構成）第3条・第4条

日南・串間地区大規模氾濫等減災対策協議会		
機関名	所属等	氏名
気象庁 宮崎地方気象台	台長	小泉 岳司
宮崎県 総務部	危機管理局長 兼危機管理課長	藪田 亨
県土整備部	河川課長	高橋 秀人
	砂防課長	米倉 昭充
	日南土木事務所長	廣前 秀一郎
	串間土木事務所長	矢野 康二
日南市役所	市長	崎田 恭平
串間市役所	市長	野辺 修光

日南・串間地区大規模氾濫等減災対策協議会・幹事会		
機関名	所属等	氏名
気象庁 宮崎地方気象台	防災管理官	図師 哲己
宮崎県 総務部	危機管理課長補佐	海野 由憲
県土整備部	河川課補佐	高橋 健一郎
	砂防課補佐	杉本 一隆
日南土木事務所	工務課長	児玉 広文
	総務課長	塩田 隆英
串間土木事務所	工務課長	鈴木 宣生
	総務課長	黒岩 誠
日南市	総務課危機管理室長	鬼束 昌義
	建設課長	安藤 丈喜
	消防本部警防課長	安樂 英二
串間市	危機管理課長	田中 孝士
	都市建設課長	酒井 宏幸
	消防本部消防長	鬼塚 豊

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 日南・串間地域の減災に関する取り組み

日南・串間地区大規模氾濫等減災対策協議会（仮称）

日南地域の特徴

日南地域は宮崎県の南に位置し、大部分が鰐塚山系の山林に囲まれています。日南市街地を流れる広渡川は鰐塚山を水源とし、2つのダムを有し日向灘へ注ぎます。気候は温暖ですが、雨多く、地層は脆弱な日南層群で、梅雨時や台風などによる大雨で、これまで、しばしば風水害・土砂災害に見舞われています。

代表的な災害

平成9年台風19号
(酒谷川)

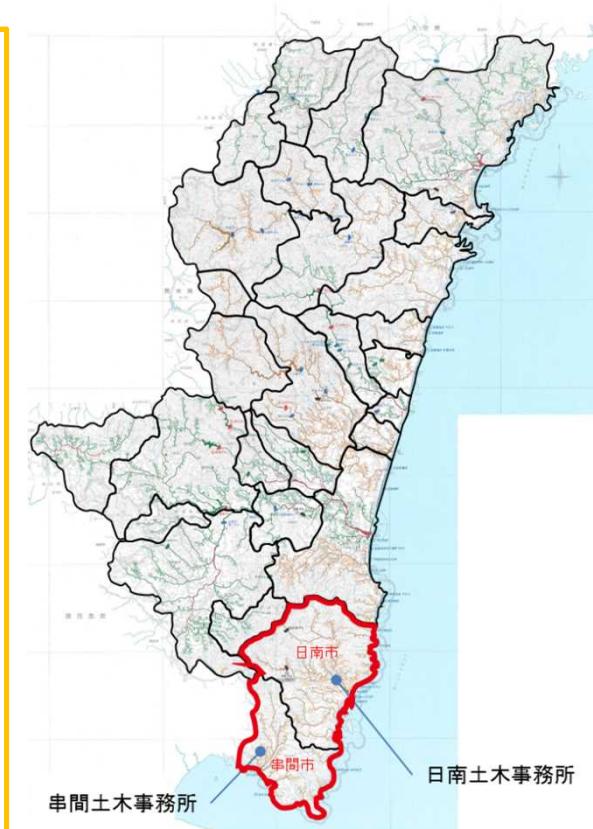


床下浸水 170件
床上浸水 123件

平成17年台風14号
(市道油津星倉線)



床下浸水 122件
床上浸水 8件



串間市の特徴

串間市は、地理的・自然的条件から、台風・集中豪雨等により、これまで公共施設、生産基盤施設、農林水産物等に多大な被害を受けてきました。

北から南に、笠祇、龍口などの連山がそびえたち、その北部はうっそうたる山林に包まれており、森林地域は串間市の総面積の約76.3%を占めています。

しかし、串間市の山地丘陵地域は、急峻で地質がもろく、豪雨・地震等に対して斜面が崩壊しやすく危険なところが多くなっており、また、串間市の河川は、急流蛇行が多く、狭小であることから、流下能力が小さく氾濫しやすい状態になっています。

代表的な災害

石原川

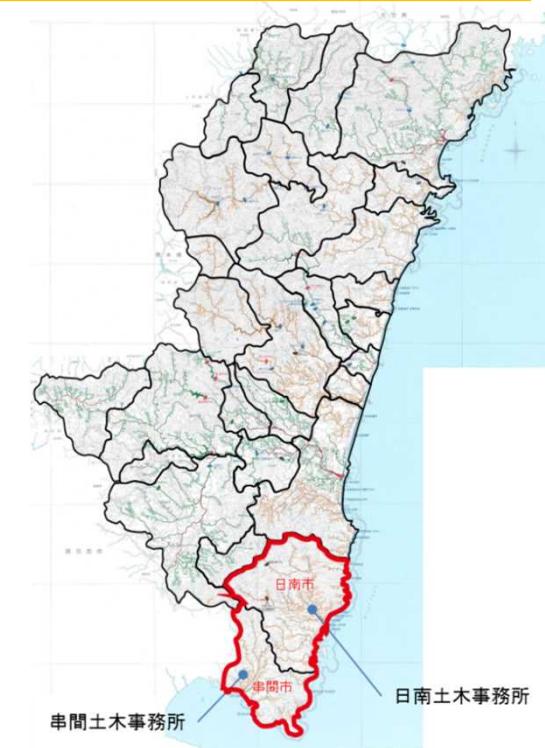


県道市木南郷線



平成17年台風14号

床下浸水 194件
床上浸水 37件



現在実施している防災への取組

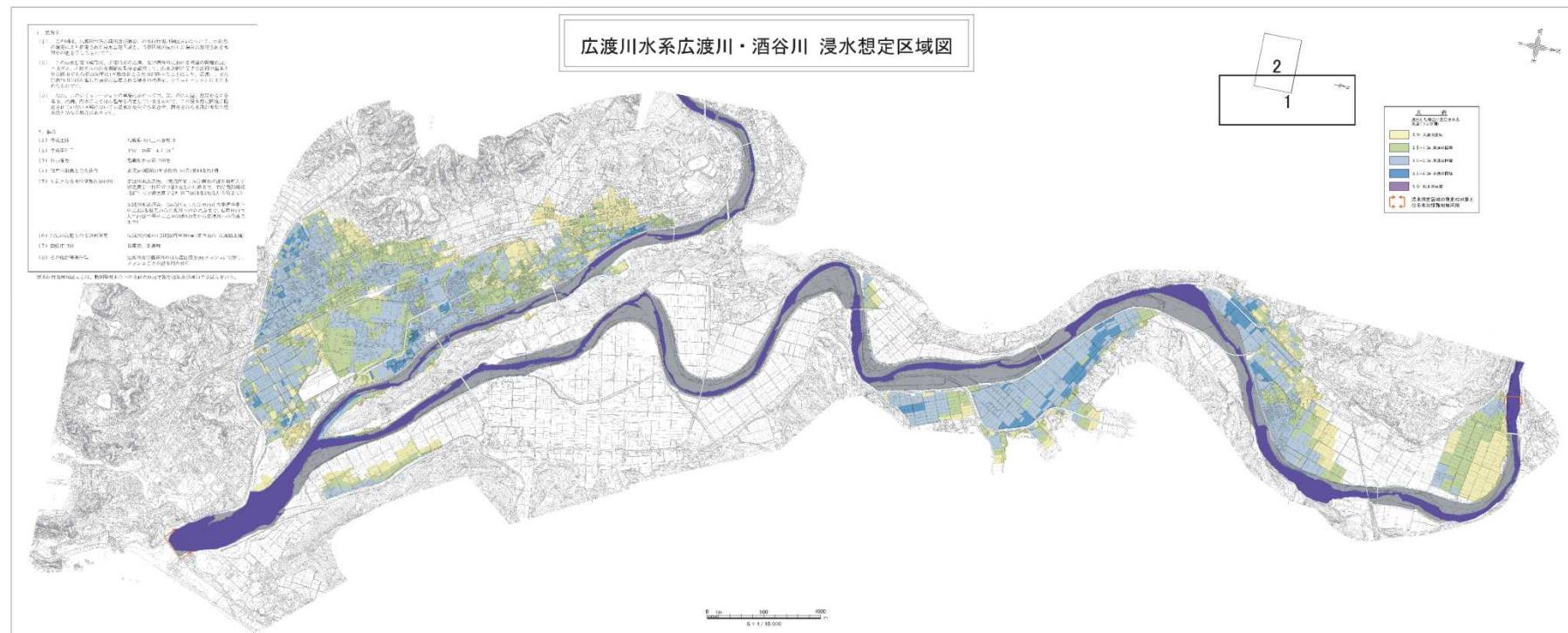


防災に関するこれまでの取組



計画規模の降雨に対する洪水浸水想定区域の設定および区域図の公表

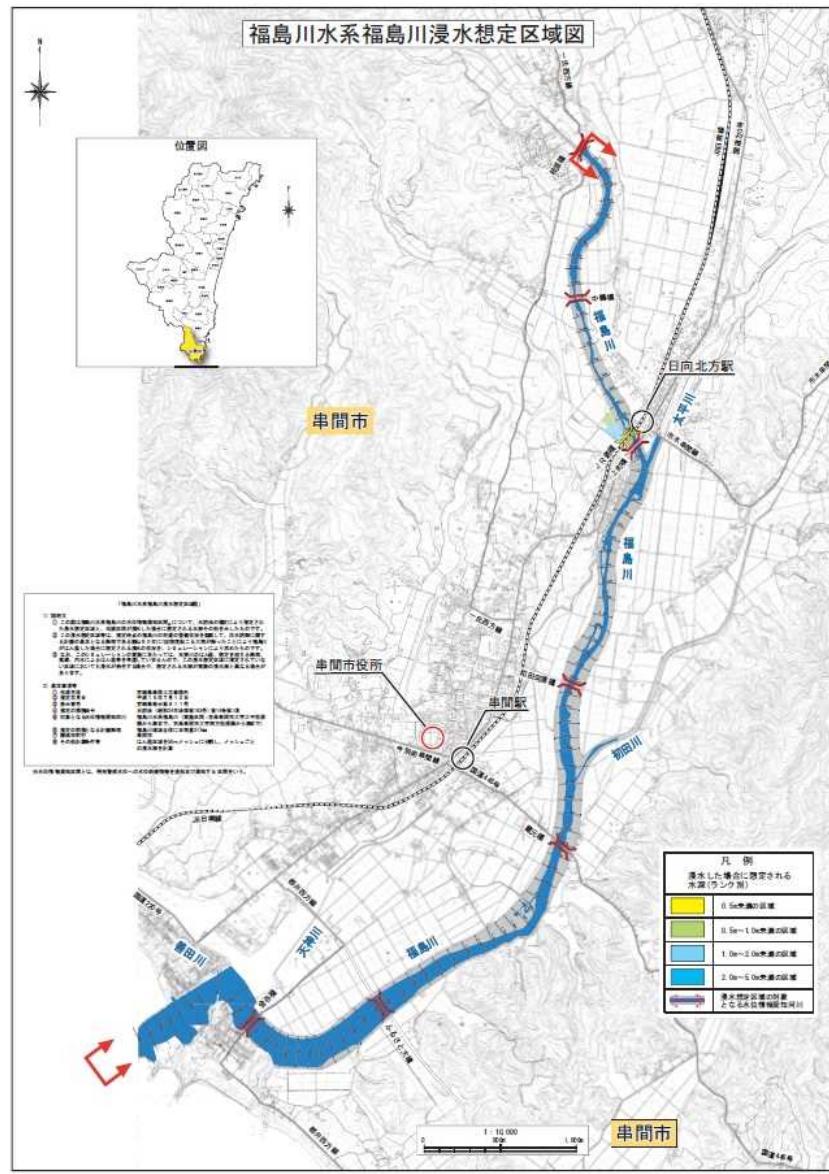
県において洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定している、洪水予報河川・水位周知河川について、河川の整備の基本となる降雨により洪水が発生し、堤防が決壊した場合に浸水が想定される区域について、浸水想定区域に指定し、区域図を公表している。



防災に関するこれまでの取組



計画規模の降雨に対する洪水浸水想定区域の設定および区域図の公表

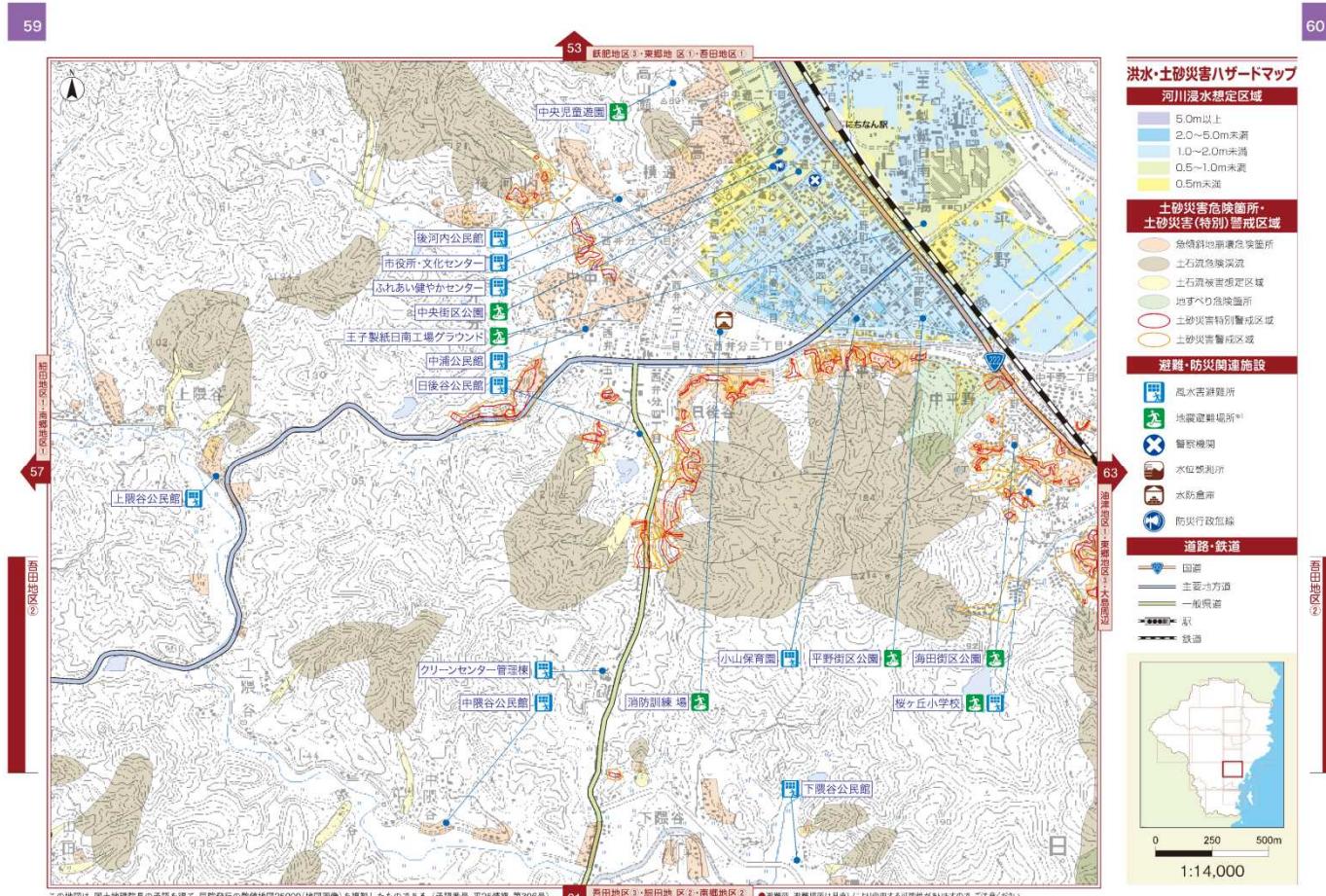


防災に関するこれまでの取組



ハザードマップの公表・配布

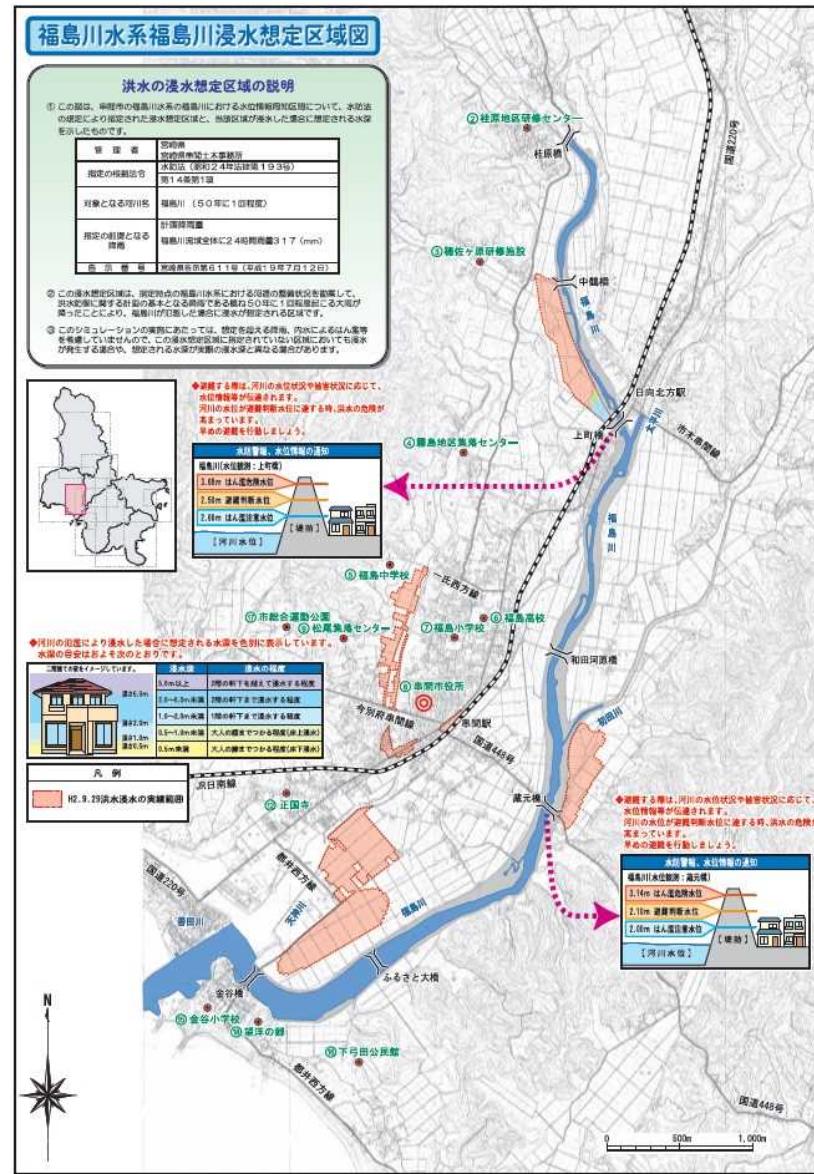
市町村において、県が公表した浸水想定区域や、過去の浸水した範囲とその程度および各地区の指定緊急避難場所を示した地図を公表、配布している。



防災に関するこれまでの取組



ハザードマップの公表・配布



防災に関するこれまでの取組



インターネットによる防災情報の公表

インターネットにて、県が設置している雨量計・水位計・河川カメラの観測情報や、土砂災害の発生危険度をリアルタイムで公表している。

○アドレスとして次のURLを入力するとトップページが表示されます。

URL:<http://kasen.pref.miyazaki.jp/index.html>

○バーコード読み取り機能を使用する場合は下記のQRコードを読み取ってください。



○宮崎県庁のホームページにもリンクがあります。



防災に関するこれまでの取組



宮崎県の雨量・河川水位観測情報

雨量観測情報:画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。

雨量・水位等の情報は携帯サイトで



水位状況図

~~水位観測情報:画面上のイメージをクリックすると目的の画面を表示します。~~

地図上に観測点の位置を示すマークを表示し、水位の危険度によって色替え表示します。

監視カメラ 状況図(全県) 2017年05月19日11時40分 現在
をクリックするとグラフが表示されます。

卷二十一

11-57

用語の説明

- 本システムの
なお、ここで
 - 本システムで
そのため、~~細~~
 - Internet Exp
 - Javaスクリプ

下の地図をクリックすると表示地域選択することができます。

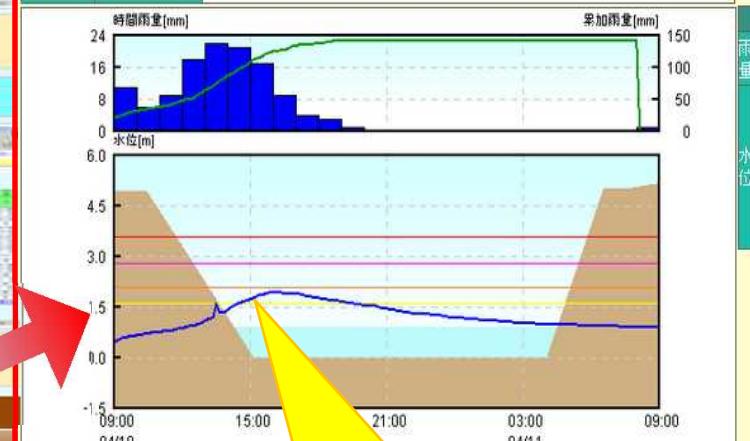
全県

凡例

水防基準点水位	
■	氾濫危険水位超過
■	浸透判断水位超過
■	氾濫注意水位超過
■	水防団待機水位超過
■	通常
■	欠測
その他水位	
■	観測中

水位グラフ

銀測局情報			
雨量局	銀測所名	所在地	日南市南郷町 湿上
水位局	銀測所名	河川名	湿上川
	所在地	日南市南郷町 湿上	



凡例

- 時間雨量 [mm]
- 累加雨量 [mm]
- 水位グラフ [m]
- 水位 [m]
- 氾濫危険水位 (3.60m)
- 避難判断水位 (2.80m)
- 氾濫注意水位 (2.10m)
- 水防応待機水位 (1.60m)

水位が水防団待機水位を超えた！

防災に関するこれまでの取組

リーダー作成



宮崎県の雨量・河川水位観測情報

雨量観測情報:画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。

雨量状況図

雨量観測表

雨量現況表

雨量一覧表

地図上に観測局の位置を示すマークを表示し、雨量の強さに応じて色替え表示します。

最新の雨量データを一覧表示します。

一定期間の雨量データを一覧表示します。

水位観測情報:画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。

水位状況図

水位観測表

水位現況表

水位一覧表

地図上に観測局の位置を示すマークを表示し、水位の危険度に応じて色替え表示します。

最新の水位データを一覧表示します。

一定期間

監視カメラ

ダム情報

洪水予報

砂防情報

静止画像

ダム諸量

洪水予報発表情報

土砂災害危険度情報 NEW

Help

用語の説明

河川課のホームページ

国土交通省【川の防災情報】

ご利

して

気象警報

注意報

静止画像

静止画像

静止画像

静止画像

● 本システムのデータは宮崎県土整備部が観測している雨量・水位・河川監視カメラの情報を提供しています。
なお、ここで提供しているデータは、あくまでも **速報値（参考値）** であり、**水防の警報発令を意味する** ではありません。
● 本システムで提供される情報はテレメトリー等で自動的に送られてくるデータを、観測後直ちにお知らせするため、**観測機器の故障等による欠測または誤差による不可避性があります** のでご注意ください。
● Internet Explorer11にて動作確認しております。
● Javaスクリプトを使用しておりますので、Javaスクリプトを有効に設定願います。

河川の状況がリアルタイムに確認できます。

東郷橋(日南市)

監視カメラ設置図(全県)

マークをクリックすると監視画像が表示されます。

監視画像一覧 >

カメラ種別

全て表示

河川

海岸・河口

砂防

下の地図をクリックすると表示地域を選択することができます。

10

防災に関するこれまでの取組



宮崎県の雨量・河川水位観測情報

雨量観測情報:画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。



地図上に観測局の位置を示すマークを表示し、雨量の強さに応じて色替え表示します。



水位観測情報:画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。



地図上に観測局の位置を示すマークを表示し、水位の危険度に応じて色替え表示します。



一定期間の水位データを一覧表

監視カメラ | ダム情報 | 災水予報 | 災防情報



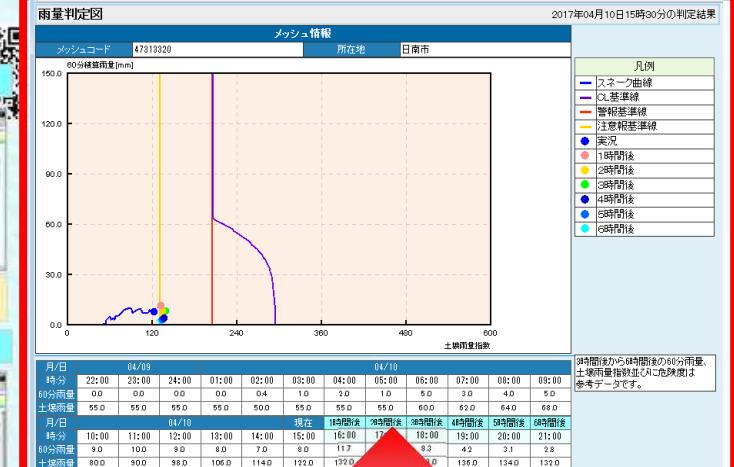
●本システムのデータは宮崎県国土整備部が観測している雨量・水位

●本システムで提供される情報はテレメータから自動的に送られてくるデータを、観測後直ちにお知らせする目的で作られています。そのため、測定機器の故障検知による警報または異常発生を示すデータが、可能性がありますのでお読みください。

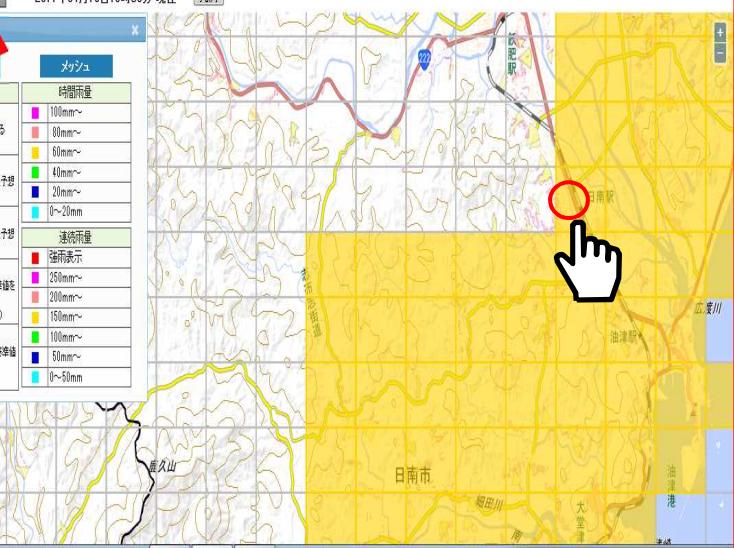
- Internet Explorer 11にて動作確認しております

● Javaスクリプトを使用しておりますので、Javaスクリプトを有効に設定願います。

土砂災害危険度情報



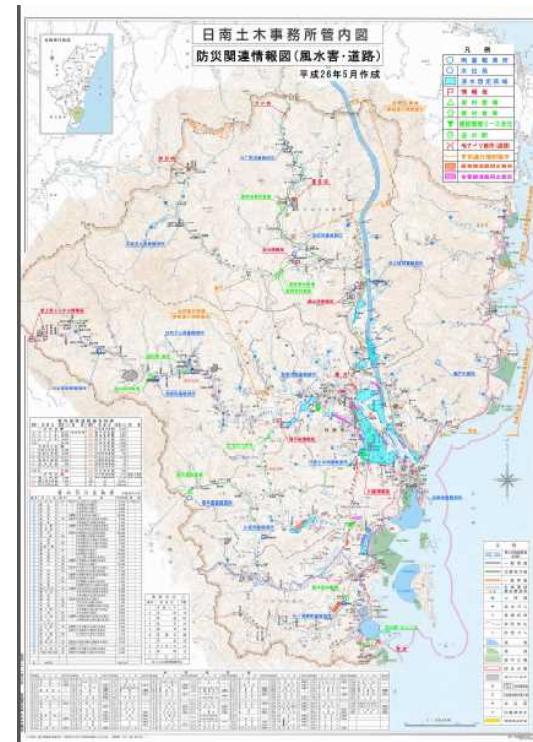
災害危険度情報



土砂災害の発生する危険度をリアルタイムに確認できます。

地区ごとの防災会議の実施

各土木事務所ごとに、毎年出水期を前に、災害時における待機体制、情報伝達方法、資機材の備蓄状況のほかBCP演習や防災訓練実施内容等について、建設業協会等の防災協力団体や行政関係機関と情報共有・意見交換を実施し、地域の防災体制の確認や、スムーズな情報共有を行うための、顔の見える関係作りを行っている。



防災会議で配布した防災情報図

防災に関するこれまでの取組



地区ごとの防災訓練の実施

各土木事務所ごとに、テーマを決め、内水排除や、道路規制、施設の緊急点検・応急復旧訓練等を建設業協会等の防災協力団体や行政関係機関と連携して実施し、課題等を確認している。



関係機関との連携訓練



施設の応急復旧訓練



現地指揮訓練



情報収集・伝達訓練



避難誘導訓練



交通規制訓練

防災に関するこれまでの取組



土砂災害防止教室・土砂災害防止講座・避難訓練の実施

- 小学生を対象とした土砂災害防止教室
- 自治会を対象とした土砂災害防止講座
- 要配慮者利用施設職員を対象とした〃講座
 - ◎ 土砂災害の恐ろしさ
 - ◎ 前兆現象
 - ◎ 早期避難の重要性 等を啓発
- 非常に備え、要配慮者利用施設の利用者と職員を対象とした避難訓練を実施



防災に関するこれまでの取組



宮崎県総合防災訓練

大規模災害発生に備え、災害対策の中核となる災害対策本部の運営が効果的に行えるよう、年間を通じて実践型の運営訓練を体系的に実施し、応急対応に必要な体制の構築を図っている。

また、総合防災訓練を実施し、広域連携体制の確認とともに県民の防災意識の向上を図る。

平成28年度宮崎県総合防災訓練

:西都・児湯地区で 123機関、約4,500名が参加



本部運営訓練(県庁講堂)



救助活動(高鍋町:小丸川河川敷)

防災に関するこれまでの取組



防災意識の啓発

大規模災害に対する県民の備えを早急に促進し減災力の強化を図るため、「耐震化(家具の固定を含む)」、「早期避難」、「備蓄」の3つの減災行動を中心に備えの実践について年間を通じて啓発を行うとともに、県民参加型の防災イベント等を実施している。



防災の日フェア



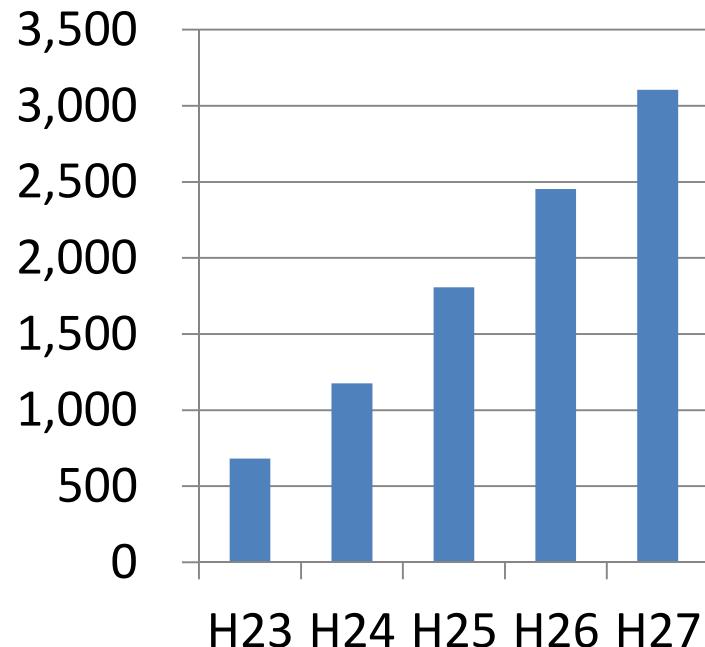
県民一斉防災行動訓練

備蓄キャンペーン

自主防災組織の活動強化

地域の防災力を推進するため、防災士のさらなる養成や能力向上、活動支援に取り組むとともに、資機材の整備等に対する支援を行うことにより、自主防災組織の活動強化を図っている。

県内の防災士数



自主防災組織　自治会集会　学校(PTA)の防災教育　企業研修 等にご利用ください。

平成28年度
**宮崎県防災士
出前講座**

県内のご希望の会場に**防災士**を派遣し、
体験学習や**講演**を中心に**防災・減災**についての講座を開催しています。

防災に関するこれまでの取組



日南市の防災への取り組み

日南市においては、対策本部運営訓練を通じて、災害発生時における各担当部署および関係機関の適切な役割分担と相互に連携協力した実効性のある対応方策を確認している。

また、自治会、建設業協会、消防本部が参加する土砂災害及び水防訓練を実施し、市民の防災意識の向上を図っている。



対策本部運営訓練



土砂災害及び水防訓練

防災に関するこれまでの取組



串間市の防災への取り組み

防災訓練の実施(平成29年5月21日)

大雨による土砂災害に備え、下田口・上田口・西本西方・中本西方・東本西方・鹿谷地区に対し、土砂災害の危険性が高まったとして、避難勧告を呼びかけ防災訓練を実施しました。また、市内にある要配慮者施設への伝達訓練を実施し、施設入居者の避難行動の確認も併せて実施しました。



防災士による講話



防災ヘリ「あおぞら」の機体説明

早急に実施する取組

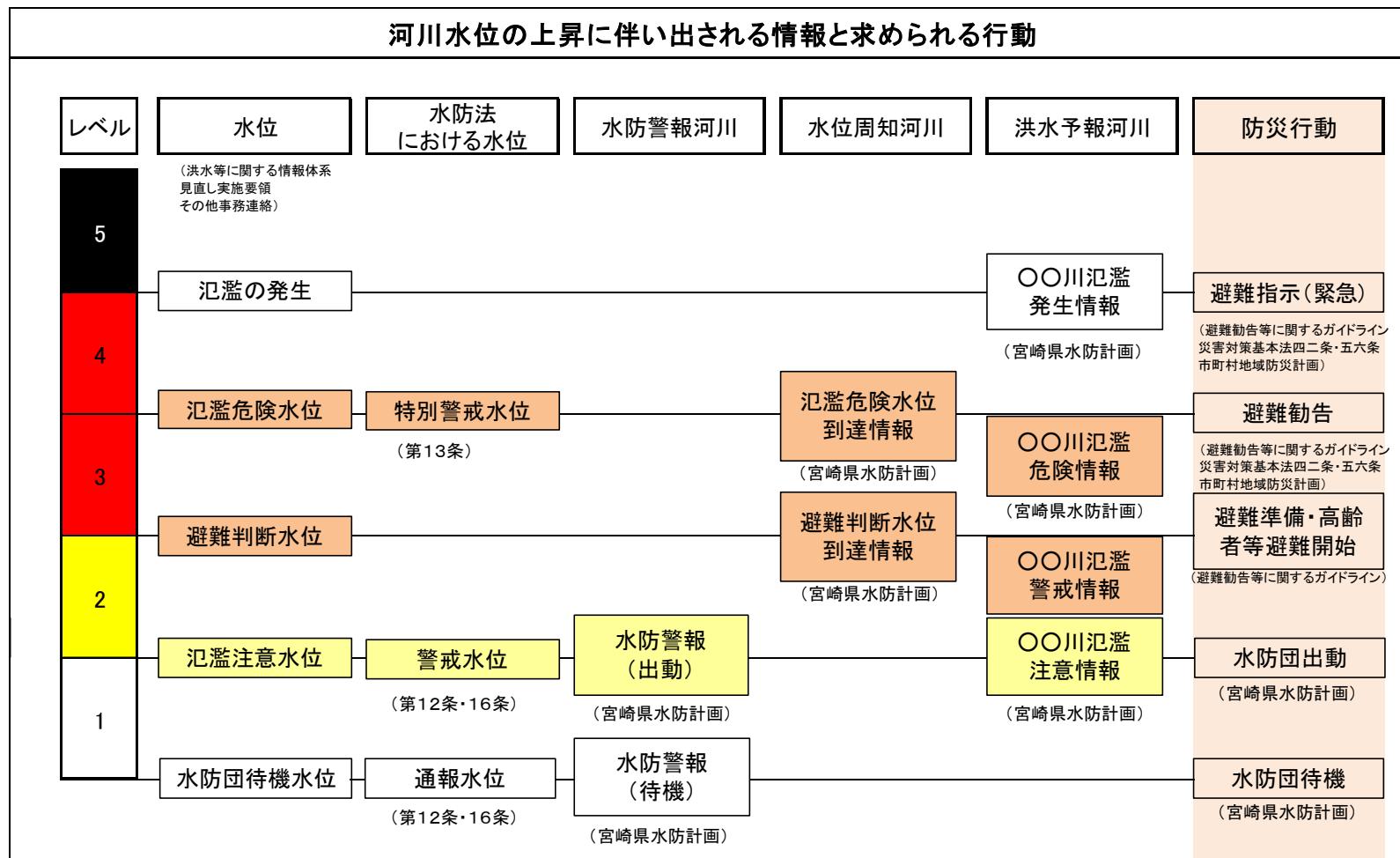
- ・「タイムライン」の試行
- ・「ホットライン」の構築

早急に実施する取組



課題

様々な防災情報が、複数の法・基準・ガイドラインにより出されており、出された情報により取るべき行動がわかりにくい。

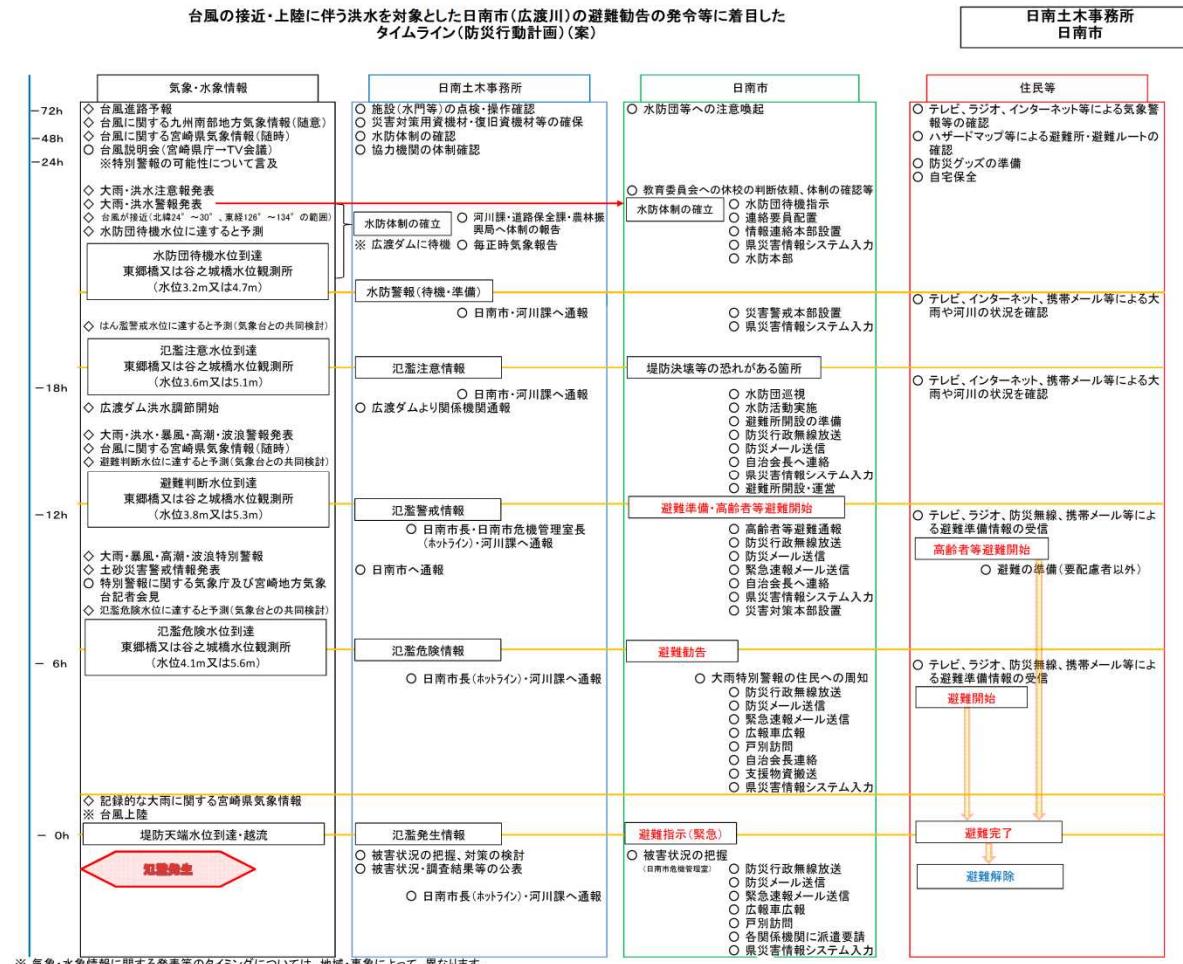


早急に実施する取組



タイムラインの整理

「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画を作成し先を見越した防災行動に繋げるとともに、防災行動の「抜け・漏れ・落ち」を防ぐ。



避難勧告等の目安となる水位情報を発表している河川

【日南土木事務所管内】
「洪水予報河川」

広渡川

酒谷川

「水位周知河川」

渦上川

細田川

【串間土木事務所管内】
「水位周知河川」

市木川

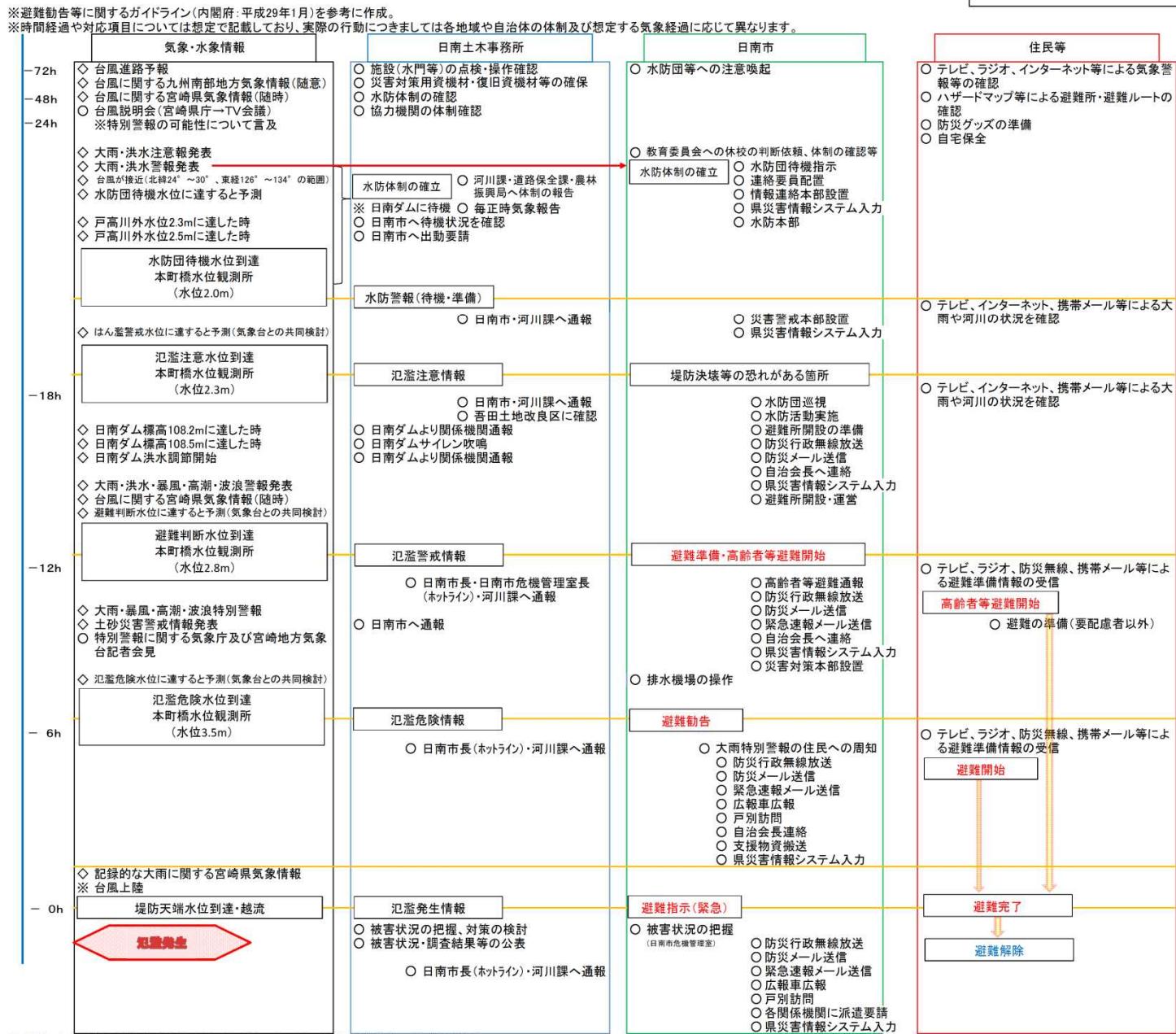
本城川

福島川



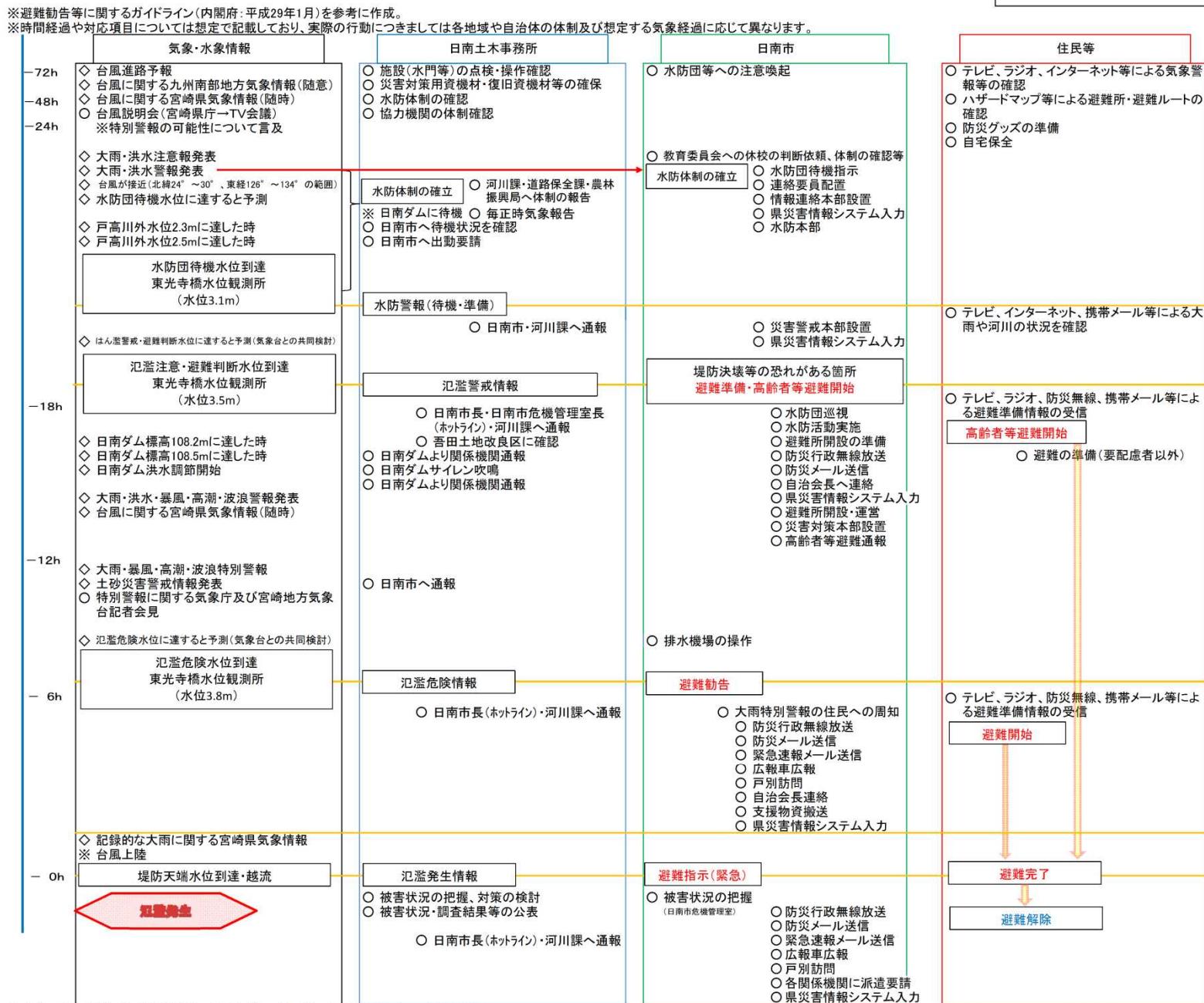
台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした日南市(酒谷川(本町橋))の避難勧告の発令等に着目した
タイムライン(防災行動計画)(案)

日南土木事務所
日南市



※ 気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって、異なります。

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした日南市(酒谷川(東光寺橋))の避難勧告の発令等に着目した
タイムライン(防災行動計画)(案)



台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした日南市(細田川)の避難勧告の発令等に着目した
タイムライン(防災行動計画)(案)

日南土木事務所
日南市

※避難勧告等に関するガイドライン(内閣府:平成29年1月)を参考に作成。

※時間経過や対応項目については想定で記載しており、実際の行動につきましては各地域や自治体の体制及び想定する気象経過に応じて異なります。

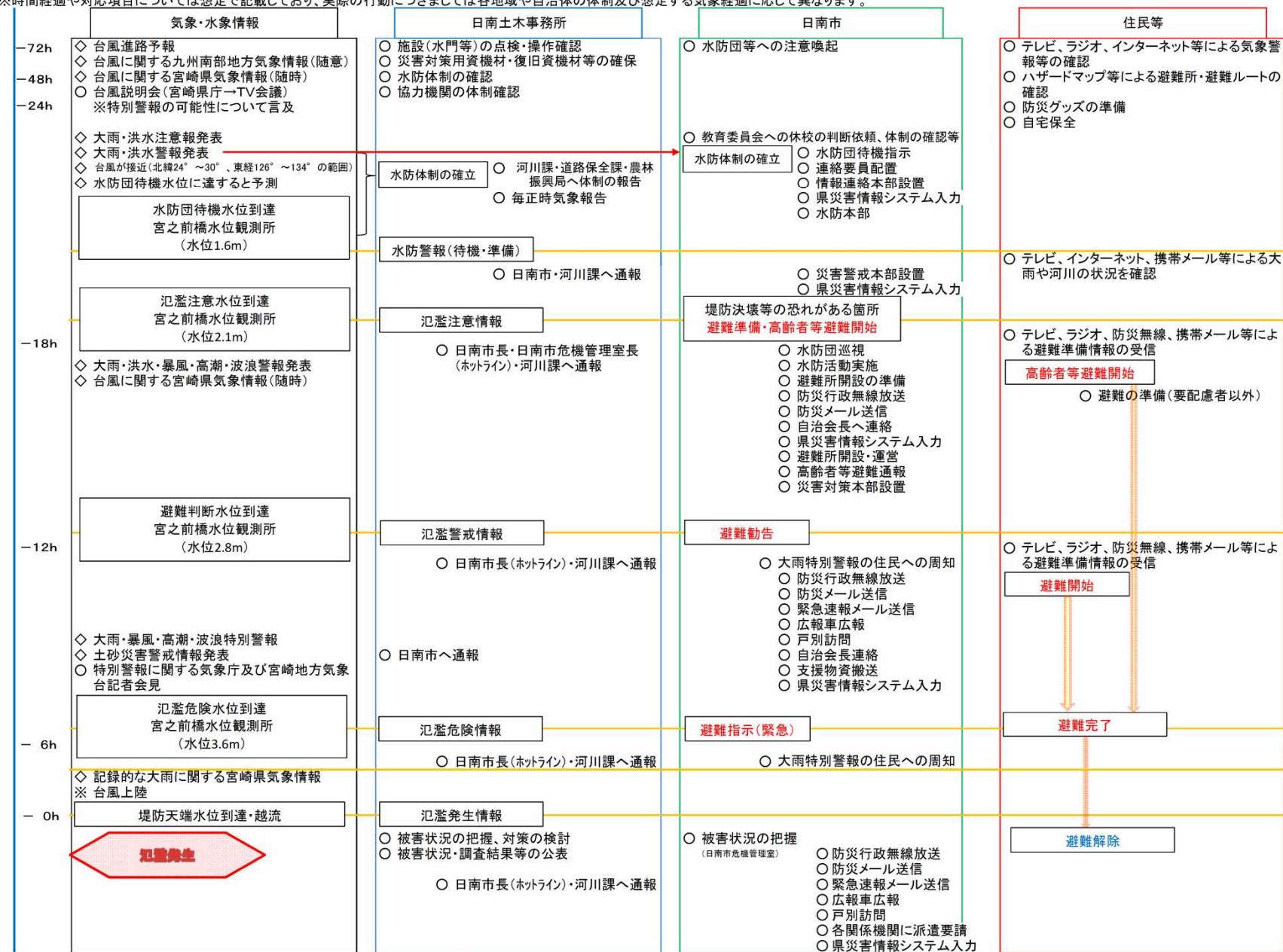


※ 気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって、異なります。

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした日南市(潟上川)の避難勧告の発令等に着目した
タイムライン(防災行動計画)(案)

日南土木事務所
日南市

※避難勧告等に関するガイドライン(内閣府:平成29年1月)を参考に作成。
※時間経過や対応項目については想定で記載しており、実際の行動につきましては各地域や自治体の体制及び想定する気象経過に応じて異なります。

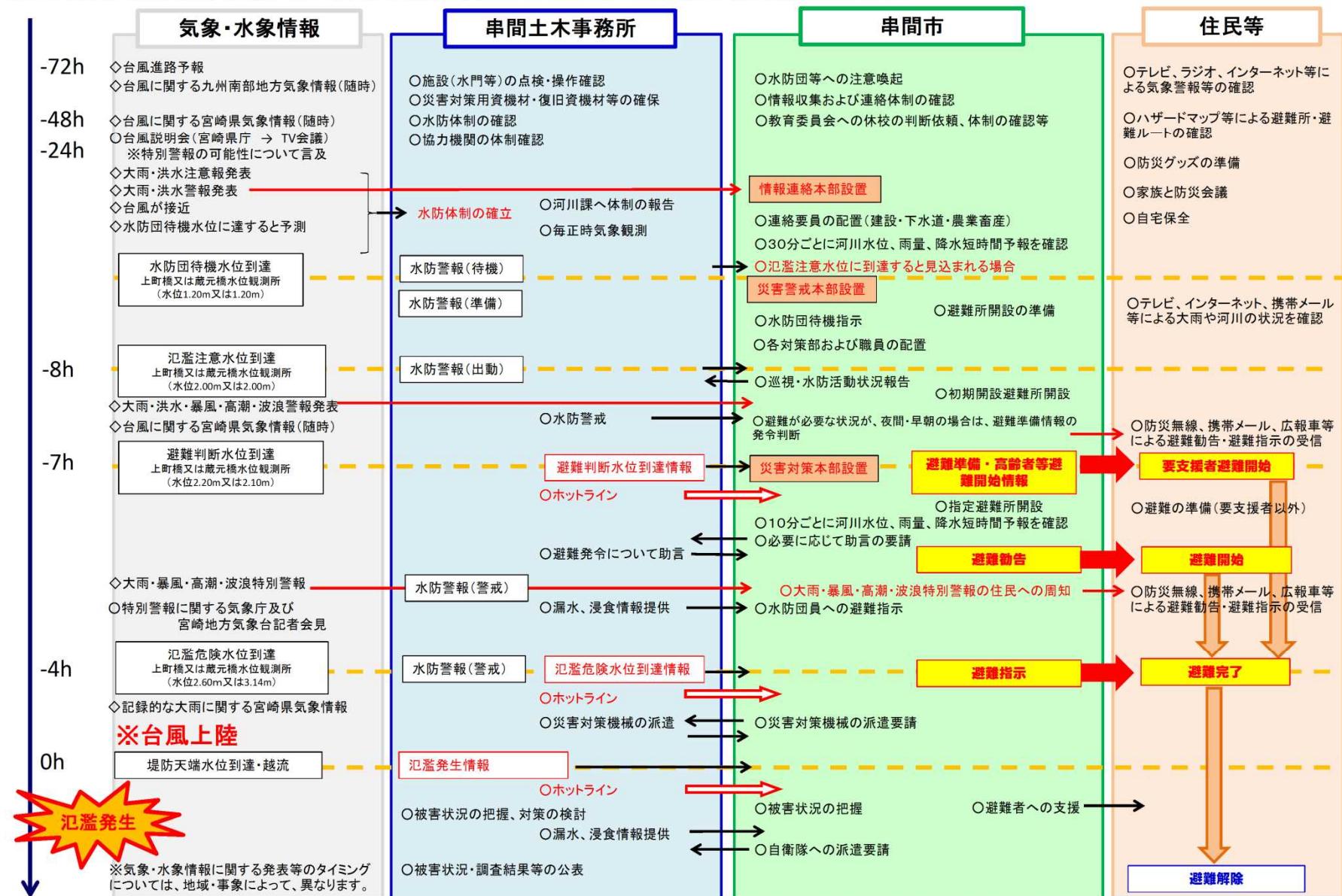


台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした串間市(福島川)の避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(案)

串間土木事務所
串間市

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。

※時間経過や対応項目については想定で記載しており、各地域や自治体の体制及び想定する気象経過に応じた検討が必要である。

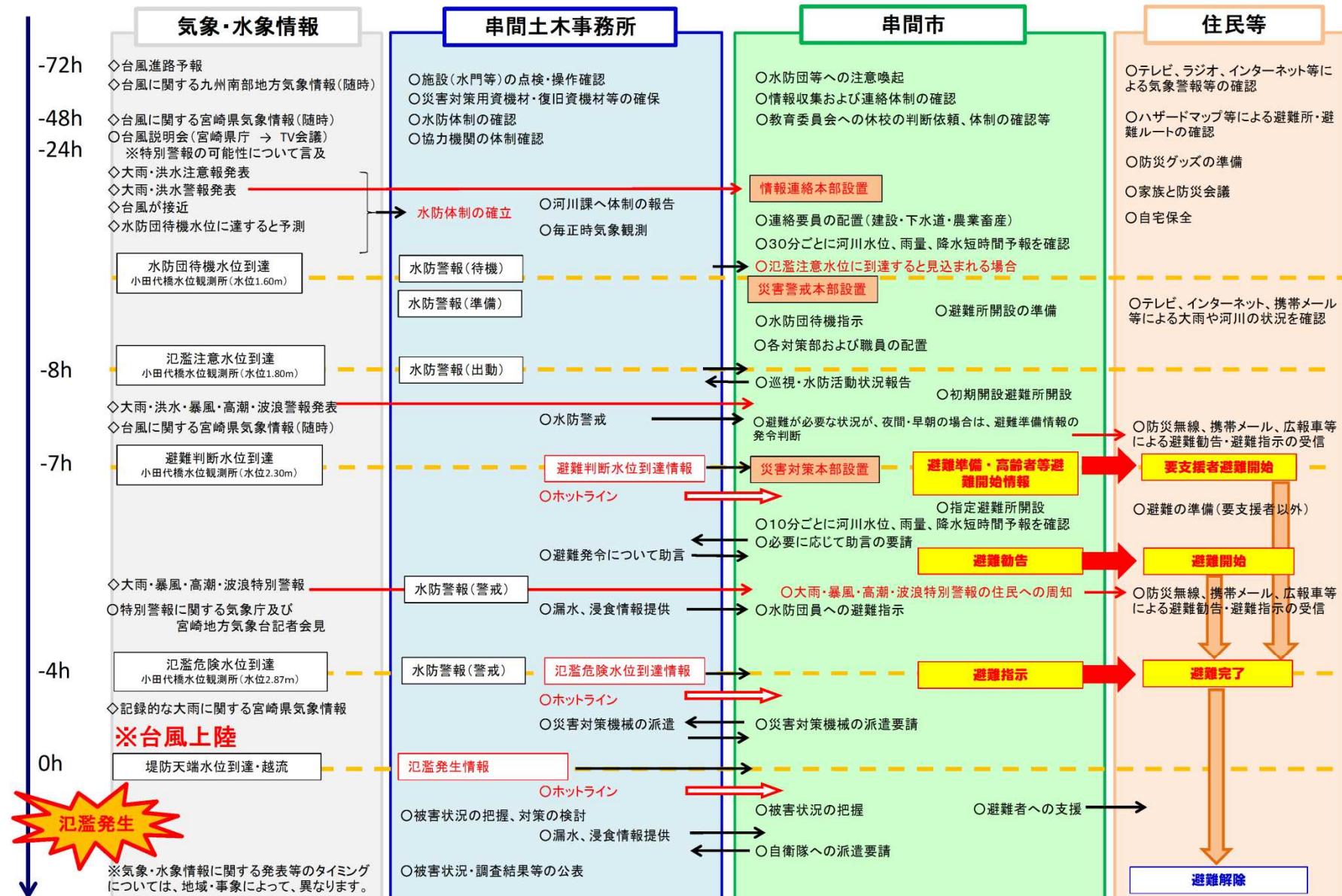


台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした串間市(本城川)の避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(案)

串間土木事務所
串間市

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。

※時間経過や対応項目については想定で記載しており、各地域や自治体の体制及び想定する気象経過に応じた検討が必要である。

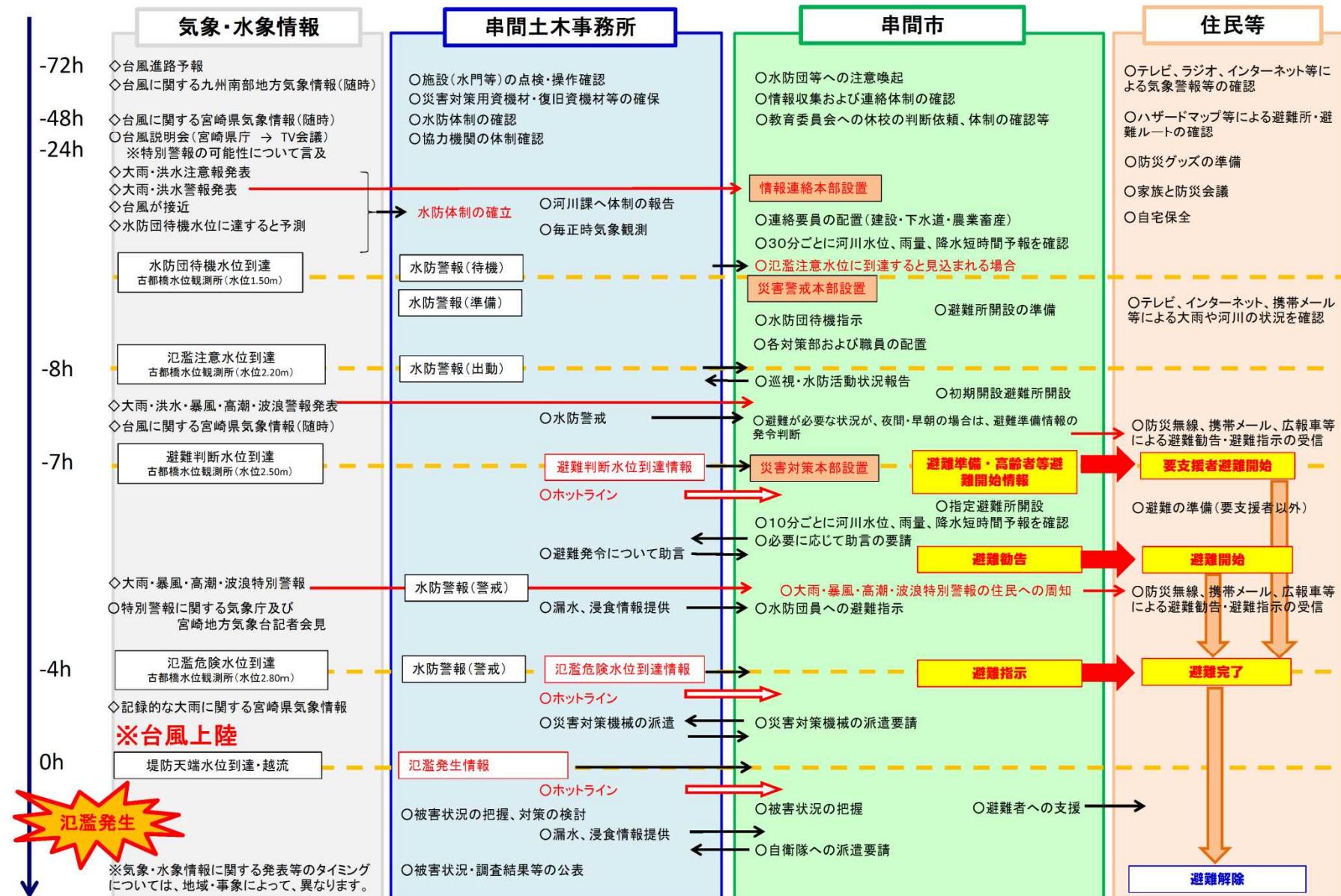


台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした串間市(市木川)の避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(案)

串間土木事務所
串間市

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。

※時間経過や対応項目については想定で記載しており、各地域や自治体の体制及び想定する気象経過に応じた検討が必要である。

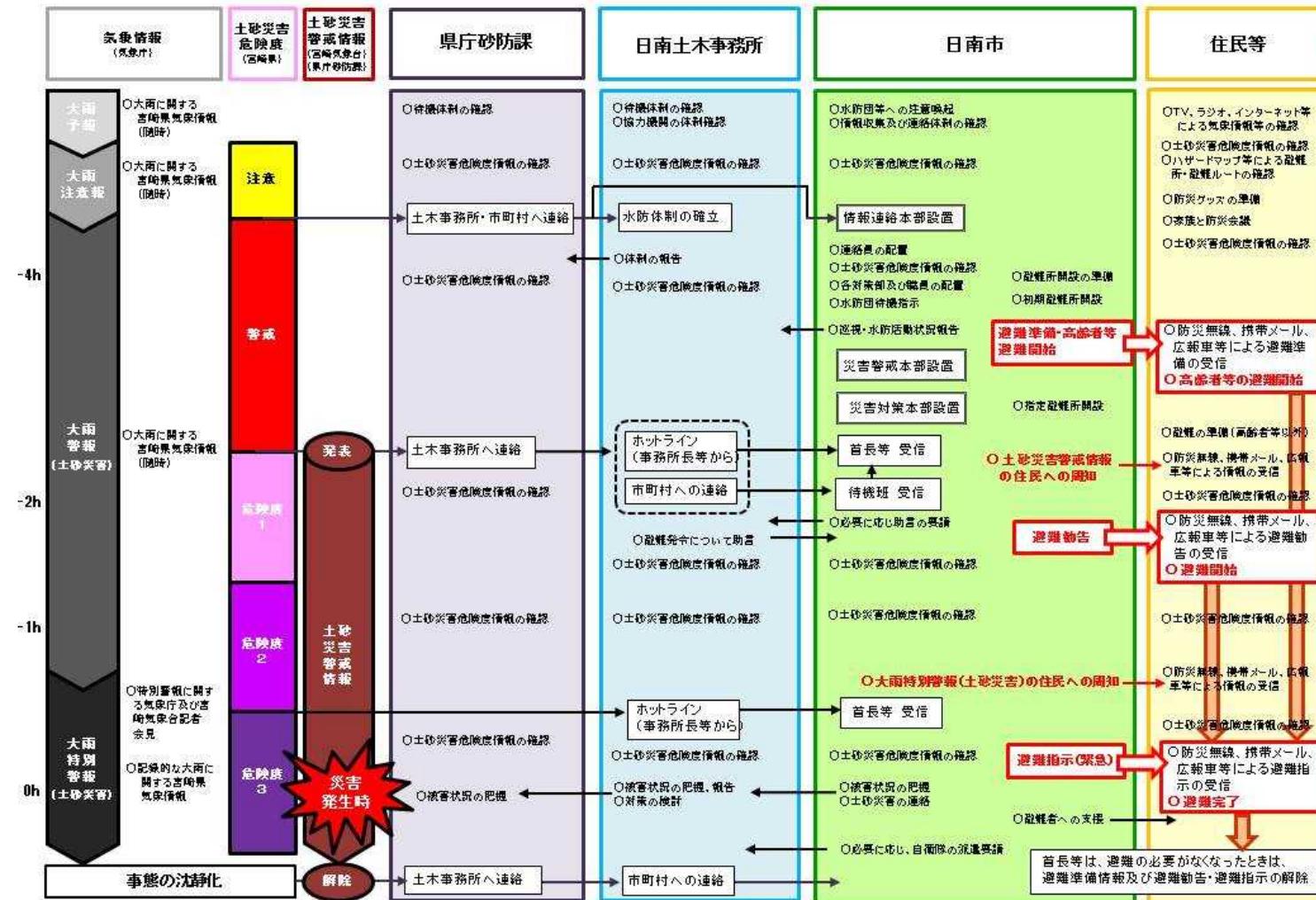


早急に実施する取組

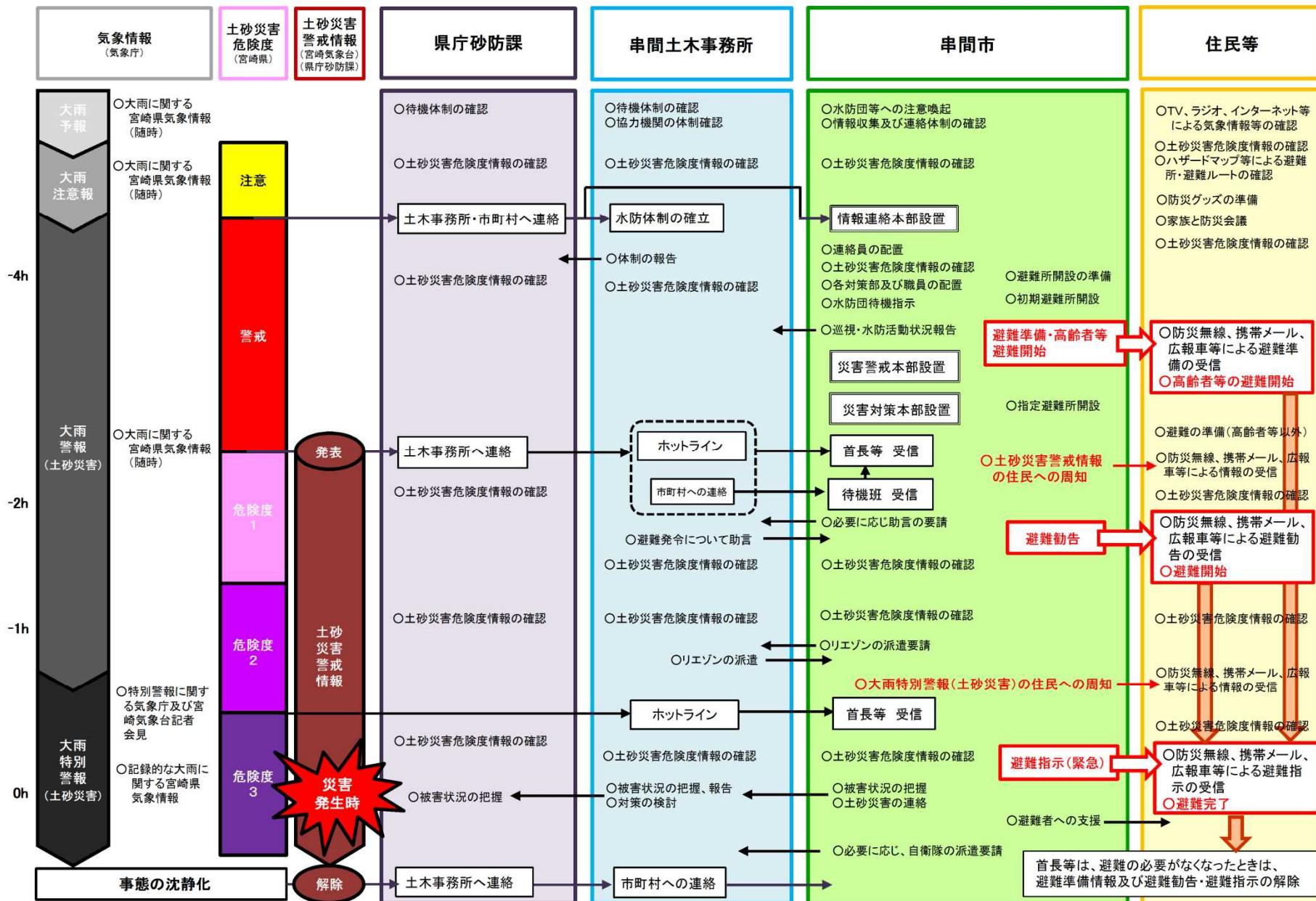


タイムラインの整理

大雨特別警報(土砂災害)に伴う土砂災害を対象とした日南市の避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(案)



大雨特別警報(土砂災害)に伴う土砂災害を対象とした串間市の避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(案)



早急に実施する取組

ホットラインの構築(河川)

避難勧告等の発令が遅滞無く行われるよう、洪水時における避難判断水位到達などの河川情報を通常の伝達系統に加えて河川管理者である土木事務所から関係市町村長など避難判断の発令者に直接電話等で伝えるホットラインを構築する。



早急に実施する取組（砂防課）

ホットラインの構築(土砂災害)

市町村長が避難勧告等の災害応急対応等を適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を発表した段階で、警戒対象地域となる市町村を管轄する土木事務所から当該市町村長など避難判断の発令者に、直接電話等で伝えるホットラインを構築する。

**土砂災害警戒
情報を発表**

宮崎地方気象台

砂防課

専用回線やメール、FAX等による伝達

土木事務所

市町村防災部局

(参考) 気象警報等と避難勧告等の発表のタイミングイメージ

土砂災害警戒情報
・気象警報 等

危険度情報
メッシュ色

避難勧告
(市町村)

(求められる行動)

時間

大雨注意報

大雨警報
(土砂災害)

大雨
特別警報
(土砂災害)

避難準備・高齢者等避難開始

- 要配慮者は、立ち退き避難する。
- 立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、推移情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。

避難勧告 土砂災害警戒情報が発表される。

※「土砂災害警戒情報が発表された場合は、市町村長は直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。」
・災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。
・指定緊急避難場所への避難はかえって危険と自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への避難や、「屋内での安全確保措置」(室内のより安全な場所への移動)をとる。

避難指示(緊急)

- 直ちに立ち退き避難する。
- 立ち退き避難はかえって危険と自ら判断する場合には、屋内でもより安全な場所へ移動し、安全確保措置をとる。

電話等による
ホットライン

発令者
(首長)

避難勧告等
発令

早急に実施する取組



ホットラインの構築

どの情報を、誰が誰にどのように連絡をするかを事前に決めておき、事象発生時に直接連絡を行う。

平成29年度 日南市と日南土木事務所の水位周知ホットライン

避難判断水位

事象	発信者	受信者(発令者)	受信者(2)(代理者)
避難判断水位超過 (1河川目)	日南土木事務所長 携帯電話	→ 日南市長 携帯電話	日南市副市長 携帯電話

【伝達文案】

○○川の△△観測所では「避難準備・高齢者等避難開始情報」の発令の目安である「避難判断水位」に到達しました。
雨の状況から、今後水位が上昇することが予想されますので、住民への「避難に関する情報」の提供についてご検討ください。

氾濫危険水位

事象	発信者	受信者(発令者)	受信者(2)(代理者)
氾濫危険水位超過 (1河川目)	日南土木事務所長 携帯電話	→ 日南市長 総合戦略課秘書広報係 直通電話	日南市副市長 総合戦略課秘書広報係 直通電話

【伝達文案】

○○川の△△観測所では「避難勧告」の発令の目安である「氾濫危険水位」に到達しました。
雨の状況から、今後水位が上昇することが予想されますので、住民への「避難に関する情報」の提供についてご検討ください。

氾濫発生

事象	発信者	受信者(発令者)	受信者(2)(代理者)
氾濫発生	日南土木事務所長 携帯電話	→ 日南市長 総合戦略課秘書広報係 直通電話	日南市副市長 総合戦略課秘書広報係 直通電話

【伝達文案】

○○川の口付近において、氾濫が発生しているとの情報がありました。
「避難指示」等の住民保護の対策について検討してください。

日南土木事務所のホットライン(土砂災害)

土砂災害警戒情報が発表された段階

事象	発信者		受信者(発令者)	受信者②(代理者)
土砂災害危険度 (危険度1)	日南土木事務所長	→	日南市長	日南市副市長

【伝達文案】

日南土木事務所の〇〇です。

先ほど、日南市に土砂災害警戒情報が発表されました。

現在、日南市で土砂災害発生の危険性が高まっているのは、△△地域になります。

今後の降雨予測や土砂災害の兆候等を踏まえつつ、土砂災害発生の危険性が高まっている地域の住民に対する早め早めの避難勧告等の発令の検討をお願いします。

また、要配慮者利用施設に対しては、早めに避難情報を提供していただくようお願いします。

土砂災害危険度「危険度3」となる前に、土砂災害が発生もしくは発生間近が確認された段階

事象	発信者		受信者(発令者)	受信者②(代理者)
土砂災害危険度 (危険度1又は2)	日南土木事務所長	→	日南市長	日南市副市長

【伝達文案】

日南土木事務所の〇〇です。

△△地域の周辺で土砂災害が発生(もしくは発生の兆候)が確認されています。

早急に、地域住民への避難指示(緊急)等の発令の検討をお願いします。

日南市内で土砂災害危険度「危険度3」初めて出た段階

事象	発信者		受信者(発令者)	受信者②(代理者)
土砂災害危険度 (危険度3)	日南土木事務所長	→	日南市長	日南市副市長

【伝達文案】

日南土木事務所の〇〇です。

先ほど、△△地域の土砂災害危険度が「危険度3」になりました。

土砂災害発生の危険度が非常に高くなっています。

早急に、地域住民への避難指示(緊急)等の発令の検討をお願いします。

串間土木事務所 ホットライン連絡票(河川)

事象	発信者	受信者	連絡方法
避難判断水位超過	串間土木事務所 工務課長	危機管理課長	携帯電話
<p>(市木、本城、福島)川の(古都、小田代、上町橋・蔵元橋)観測所では「避難準備・高齢者等避難開始情報」の発令の目安である、避難判断水位に到達しました。</p> <p>雨の状況から、今後水位が上昇することが予想されますので、住民への「避難に関する情報」の提供について、御検討下さい。</p>			
避難判断水位超過(2河川目)	串間土木事務所 工務課長	危機管理課長	携帯電話又は執務室電話
氾濫危険水位超過	串間土木事務所 工務課長	危機管理課長	携帯電話又は執務室電話
<p>(市木、本城、福島)川の(古都、小田代、上町橋・蔵元橋)観測所では「避難勧告」の発令の目安である、氾濫危険水位に到達しました。</p> <p>雨の状況から、今後水位が上昇することが予想されますので、住民への「避難に関する情報」の提供について、御検討下さい。</p>			
氾濫危険水位超過(2河川目)	串間土木事務所 工務課長	危機管理課長	携帯電話又は執務室電話
氾濫発生	串間土木事務所 工務課長	危機管理課長	携帯電話又は執務室電話
<p>(市木、本城、福島)川の○○付近において、氾濫が発生しているとの情報がありました。「避難指示」等の住民保護の対策について検討してください。</p>			
※事象にかかわらず 非常事態時	串間土木事務所長	市長	携帯電話
<p>事象等に応じて</p> <p>①住民への「避難に関する情報」の提供について、御検討下さい。</p> <p>②「避難指示」等の住民保護の対策について検討してください。</p>			
連絡順位:串間土木事務所 (事故等あったとき)	①所長	②工務課長	③総務課長
連絡順位:串間市 (事故等あったとき)	①串間市長	②危機管理課長	③危機管理課長補佐 主幹

串間土木事務所

ホットライン連絡票(砂防)

事　　象	発　信　者	受　信　者	連絡方法
土砂災害警戒情報	串間土木事務所 工務課長	危機管理課長	携帯電話
土砂災害警戒情報が発令されました。住民への「避難に関する情報」の提供について、御検討下さい。			
※事象にかかわらず 非常事態時	串間土木事務所長	市長	携帯電話
事象等に応じて ①住民への「避難に関する情報」の提供について、御検討下さい。 ②「避難指示」等の住民保護の対策について検討してください。			
連絡順位:串間土木事務所 (事故等あったとき)	①所長	②工務課長	③総務課長
連絡順位:串間市 (事故等あったとき)	①串間市長	②危機管理課長	③危機管理課長補佐 主幹

今後のスケジュール

第2回協議会(平成29年度内)

1)課題の抽出

地域の特色や、災害の形態、災害時の問題点を整理し課題を抽出する。

2)目標の設定

地域が目指す将来像・目標を設定する。

3)対応方針の決定

目標を達成するための対応方針を決定する。

4)計画の策定

対応方針を踏まえ、実施内容の達成度がわかるよう、具体的な実施計画を定める。

第3回協議会以降(平成30年度以降)

1)フォローアップ

各関係機関が取り組む内容が達成できるよう協議会委員同士において、支援・協力を行う他、毎年一回以上協議会を開催し、進捗状況を共有するなどフォローアップを行い、必要に応じて計画の見直し等を行う。